

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第42期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社遠藤照明

【英訳名】 ENDO Lighting Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤良三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区本町一丁目6番19号

【電話番号】 大阪06-6267-7095(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営品質本部長 佐川武志

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町一丁目6番19号

【電話番号】 大阪06-6267-7095(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営品質本部長 佐川武志

【縦覧に供する場所】 株式会社遠藤照明営業本部営業企画課
(東京都新宿区若葉一丁目4番1号ENDO東京ビル)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第41期 第1四半期 連結累計期間		第42期 第1四半期 連結累計期間		第41期	
	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売上高 (百万円)		4,453		9,682		26,847
経常利益 (百万円)		279		2,078		3,493
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)		46		941		2,183
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		59		1,048		2,175
純資産額 (百万円)		6,876		14,020		8,954
総資産額 (百万円)		23,470		37,395		33,245
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額() (円)		3.69		71.72		173.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		-		71.42		-
自己資本比率 (%)		29.3		37.5		26.9

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 第42期第1四半期連結累計期間末における純資産額の大幅な増加は、一般募集による新株式発行及び自己株式の処分等によるものであります。

4 第41期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要の本格化により内需は堅調に推移しましたが、円高の進行、欧州債務危機及び新興国経済の成長鈍化等により輸出の伸びは減速し、全体としては穏やかな成長に留まりました。

このような経済状況の下で、当社グループは、高付加価値空間創造企業として、省エネ性能を重視した高効率LED照明器具の新製品開発、製造及び販売に経営資源を集中させて取り組みました。原発の再稼動見送りによる電力不足、省エネ志向の高まりもあって、高効率なLED照明器具への需要は旺盛となり、当社は、対前年同四半期比で大幅な増収を達成し、当第1四半期連結累計期間の売上高は96億82百万円（前年同四半期比117.4%の増収）となりました。

売上高の急伸に加えて、業務効率の改善にも積極的に取り組んだ結果、当第1四半期連結累計期間における経常利益は20億78百万円（前年同四半期比642.6%の増益）となりました。

円高の進行により、将来の為替リスクに備えるための為替予約等の評価損6億1百万円を特別損失に計上しましたが、四半期純利益は9億41百万円（前年同四半期は46百万円の四半期純損失）と対前年同四半期比で増益を確保しました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

照明器具関連事業

当セグメントにおきましては、業務用LED照明器具分野で業界トップクラスの品揃えを実現し、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡、広島、仙台の7大都市に設置したショールームにおける展示会の開催等の積極的な販売活動を展開することにより、業務用LED照明分野における高いブランドイメージの確立に努めました。新製品に対する大手設計事務所、ゼネコン、サブコン等の評価も高く、商業施設やオフィス等の大型施設向けの販売が順調に推移しました。

海外子会社であるENDO Lighting(THAILAND)Public Co.,Ltd.及び昆山恩都照明有限公司（中国）は、LED照明器具の主力製造工場として生産体制を強化し、高品質でローコストな製品の安定供給を実現、当社グループの売上高及び利益の拡大に貢献しました。

この結果、売上高は94億49百万円（前年同四半期比117.9%の増収）（セグメント間取引含む、以下同じ。）、セグメント利益（営業利益、以下同じ。）は24億15百万円（前年同四半期比255.1%の増益）となりました。

環境関連事業

当セグメントにおきましては、当社グループの提供する、省エネ性能を重視した高効率LED照明器具や制御機器の消費電力削減効果が、食品スーパーを始め流通店舗で高い評価を得て、レンタル契約実績、機器販売高は順調に増加しました。

この結果、売上高は9億82百万円（前年同四半期比177.1%の増収）、セグメント利益は1億62百万円（前年同四半期比181.4%の増益）となりました。

インテリア家具事業

当セグメントにおきましては、業務用家具に特化したカタログを建築士やインテリアデザイナー等に配布し、積極的な販売促進活動を展開する一方、代理店網の強化や特注家具の販売にも積極的に取り組み、ブランド認知度の向上と販路開拓に注力しました。インテリア家具事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、更なるコストダウン・物流合理化を推進することで採算性の向上を図っております。

この結果、売上高は2億14百万円（前年同四半期比99.9%の増収）と増収を確保したものの、採算面は厳しく、セグメント損失は59百万円（前年同四半期は16百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第1四半期連結会計期間における総資産は373億95百万円（前連結会計年度末比41億49百万円の増加）となりました。

主な要因は、一般募集による新株式発行及び自己株式の処分を行ったことによる現金及び預金の増加18億21百万円、たな卸資産の増加17億69百万円によるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間における負債は233億74百万円（前連結会計年度末比9億16百万円の減少）となりました。

主な要因は、借入金の減少14億94百万円、未払法人税等の減少14億13百万円及び第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う増加10億円によるものであります。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間における純資産は140億20百万円（前連結会計年度末比50億66百万円の増加）となりました。

主な要因は、一般募集による新株式発行を行ったことによる資本金の増加11億26百万円、一般募集による新株式発行及び自己株式の処分を行ったことによる資本剰余金の増加28億62百万円、四半期純利益9億41百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は1億28百万円であります。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

(連結会社の状況)

当第1四半期連結累計期間において、販売・生産体制の強化を図るべく人員の採用を拡大したことに伴い、照明器具関連事業において従業員数が前連結会計年度末と比べ189名増加しております。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、照明器具関連事業の生産及び販売実績が著しく増加しております。

これは、全国的に電力需給がひっ迫するとの懸念から、夏場を目途としたLED照明への取り換え需要が旺盛であったことによるものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,800,000
計	35,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,418,668	14,418,668	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数100株
計	14,418,668	14,418,668	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年5月21日
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	357,653 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,796 (注)2
新株予約権の行使期間	平成24年6月18日～平成27年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,796 資本組入額 1,398 (注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,000

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付すべき株式数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合、本新株予約権付社債の新株予約権者により会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- 2(1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、額面金額と同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下転換価額という。)は、当初、2,796円とする。ただし、当社普通株式の既発行株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。ただし、平成24年5月21日の取締役会決議に基づく普通株式の発行に伴う調整は行わない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

- (3) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、当該発行若しくは処分に関する払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、株式分割については株式の分割のための基準日の翌日以降、無償割当てについては株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日(係る基準日を定めない場合は、当該無償割当ての効力発生日)の翌日以降これを適用する。

下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(5)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行又は付与されるものを除く。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該発行又は付与に関する払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(5)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、上記(3)の場合は当該基準日の翌日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(3)の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(6) 上記(3)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者の承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、会社分割、株式交換若しくは合併又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告又は通知する。ただし、上記(3)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記公告又は通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1) 当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、本新株予約権付社債の発行要項に従い、係る提案について株主への通知と同時に(係る株主への通知が必要でない場合には、組織再編行為についての提案についての公表後速やかに)本社債権者に対し通知する。その後可及的速やかに、本新株予約権付社債に関する提案について同様に通知を行うものとする。係る通知には予定される当該組織再編行為効力発生日を明記するものとする。また、当社に組織再編行為が生じた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して、同様に、その旨及び予定される当該組織再編行為効力発生日について通知する。

当社が組織再編行為を行う場合、その時点において(法律上の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつその全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の発行要項に従って、本新株予約権付社債上の義務を承継させるための措置をとり、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債上の義務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為効力発生日又はその直後において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

(2) 上記(1)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の

条件を勘案の上、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)2と同様な調整に服する

- イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ロ その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、承継された各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、承継された各本社債の額面金額と同額とする。なお、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる承継された本社債は、本新株予約権付社債の発行要項にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

承継会社等の新株予約権の取得条項

本新株予約権付社債の発行要項に準じて決定する。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、承継された本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。係る承継された本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月5日 (注)	956	14,418	1,126	4,655	1,126	3,295

(注) 有償一般募集

発行価格	2,484円
発行価額	2,354.60円
資本組入額	1,177.30円

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）の株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 843,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,617,600	126,176	同上
単元未満株式	普通株式 1,068	-	同上
発行済株式総数	13,462,068	-	-
総株主の議決権	-	126,176	-

(注) 平成24年6月5日を払込期日とする一般募集による新株式発行により、普通株式956,600株を発行しました。この結果、発行済株式総数は14,418,668株となっております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社遠藤照明	大阪市中央区本町 1丁目6番19号	843,400	-	843,400	6.27
計	-	843,400	-	843,400	6.27

(注) 1 上記のほか、株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株（議決権10個）あります。

なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めておりません。

2 平成24年6月5日付で、一般募集により自己名義所有株式843,400株を処分しました。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,828	4,650
受取手形及び売掛金	2 6,869	2 7,578
商品及び製品	5,122	6,648
仕掛品	632	553
原材料及び貯蔵品	3,472	3,795
繰延税金資産	1,038	962
その他	1,736	802
貸倒引当金	2	8
流動資産合計	21,699	24,981
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,798	5,041
減価償却累計額	2,093	2,126
建物及び構築物（純額）	2,704	2,915
機械装置及び運搬具	1,582	1,646
減価償却累計額	1,108	1,100
機械装置及び運搬具（純額）	474	545
土地	4,093	4,083
リース資産	546	624
減価償却累計額	12	45
リース資産（純額）	534	579
建設仮勘定	297	571
その他	2,744	3,082
減価償却累計額	1,793	1,904
その他（純額）	950	1,177
有形固定資産合計	9,056	9,873
無形固定資産		
ソフトウェア	641	606
ソフトウェア仮勘定	1	6
のれん	816	852
リース資産	-	15
借地権	71	75
電話加入権	2	2
無形固定資産合計	1,534	1,559
投資その他の資産		
投資有価証券	216	202
繰延税金資産	413	451
その他	449	449
貸倒引当金	123	122
投資その他の資産合計	955	981
固定資産合計	11,546	12,413
資産合計	33,245	37,395

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,191	4,317
短期借入金	6,670	5,019
1年内返済予定の長期借入金	1,188	1,244
1年内償還予定の社債	300	300
リース債務	101	128
未払法人税等	1,984	570
賞与引当金	488	269
役員賞与引当金	30	-
製品保証引当金	323	400
デリバティブ債務	272	373
その他	1,738	1,693
流動負債合計	17,289	14,316
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	1,000
長期借入金	3,278	3,379
リース債務	620	654
退職給付引当金	450	450
役員退職慰労引当金	379	384
修繕引当金	13	16
デリバティブ債務	2,056	2,506
その他	202	665
固定負債合計	7,001	9,058
負債合計	24,290	23,374
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,529	4,655
資本剰余金	2,176	5,039
利益剰余金	3,588	4,309
自己株式	249	0
株主資本合計	9,045	14,004
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	2
為替換算調整勘定	104	14
その他の包括利益累計額合計	97	11
少数株主持分	6	4
純資産合計	8,954	14,020
負債純資産合計	33,245	37,395

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	4,453	9,682
売上原価	2,342	5,048
売上総利益	2,111	4,633
販売費及び一般管理費	1,761	2,450
営業利益	349	2,182
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	1
受取賃貸料	7	7
仕入割引	4	1
為替差益	-	8
その他	8	24
営業外収益合計	21	44
営業外費用		
支払利息	23	41
売上割引	45	74
為替差損	19	-
その他	2	32
営業外費用合計	91	148
経常利益	279	2,078
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
デリバティブ評価損	296	601
その他	15	16
特別損失合計	312	617
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	32	1,461
法人税、住民税及び事業税	69	488
法人税等調整額	50	31
法人税等合計	18	520
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	50	940
少数株主損失()	3	1
四半期純利益又は四半期純損失()	46	941

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	50	940
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	9
為替換算調整勘定	10	118
その他の包括利益合計	9	108
四半期包括利益	59	1,048
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	57	1,051
少数株主に係る四半期包括利益	2	2

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響額は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務

下記の会社に対し、当社仕入債務の一括支払信託に係る受益権譲渡に関連して発生した同社の金融機関借入金等に対する債務保証を行っております。なお、下記金額は、当該保証債務の極度額であります。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
ノエル・カンパニー・リミテッド 650百万円	ノエル・カンパニー・リミテッド 650百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第1四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当第1四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形 108百万円	78百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費 193百万円	282百万円
のれんの償却額 -	10

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	126	10.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	220	17.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成24年6月5日を払込期日とする一般募集による新株式発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,126百万円増加し、同日を払込期日とする一般募集による自己株式の処分により、その他資本剰余金(自己株式処分差益)が1,736百万円増加し、自己株式が249百万円減少しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が4,655百万円、資本剰余金が5,039百万円、自己株式が0百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	照明器具 関連事業	環境関連 事業	インテリア家具 事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	4,011	334	107	4,453	4,453
セグメント間の内部売上高 又は振替高	325	20	-	345	345
計	4,337	354	107	4,799	4,799
セグメント利益又は損失 ()	680	57	16	721	721

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	721
セグメント間取引消去	39
全社費用(注)	332
四半期連結損益計算書の営業利益	349

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門に係る費用であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	照明器具 関連事業	環境関連 事業	インテリア家具 事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	8,527	940	214	9,682	9,682
セグメント間の内部売上高 又は振替高	922	42	-	965	965
計	9,449	982	214	10,647	10,647
セグメント利益又は損失 ()	2,415	162	59	2,519	2,519

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,519
セグメント間取引消去	54
全社費用（注）	282
四半期連結損益計算書の営業利益	2,182

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門に係る費用であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()	3円69銭	71円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(百万円)	46	941
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(百万円)	46	941
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,618	13,132
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	71円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	0
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	-	(0)
普通株式増加数(千株)	-	62
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

株式会社遠藤照明
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 茂善	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本 伸吾	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社遠藤照明の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社遠藤照明及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。